

平成30年度第13回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第6号）

平成31年3月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 陳情第12号 御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正
の陳情について

追加日程第1 議案第120号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第3 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第4 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第5 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第6 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第7 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

追加日程第8 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 清水 聖 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯雄 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 池田 浩二 君	8 番 塚本 勝紀 君
9 番 田中 隆敏 君	10 番 沖 徹信 君
11 番 井本 昭光 君	12 番 岩田 重成 君
13 番 藤川 博和 君	

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	藤木正幸君	御船町教育長	本田恵典君
総務課長	吉本敏治君	企画財政課長	坂本幸喜君
税務課長	上村欣也君	町民保険課長	宮崎尚文君
こども未来課長	田中智徳君	福祉課長	西橋静香君
健康づくり支援課長	本田太志君	農業振興課長	藤野浩之君
商工観光課長	作田豊明君	建設課長	野口壮一君
学校教育課長	坂本朋子君	社会教育課長	宮川一幸君
環境保全課長	緒方良成君	会計管理者	福田敏江君
監査委員	山下誠雄君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分開会

○議長（藤川博和君） 本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 陳情第12号 御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例
改正の陳情について

○議長（藤川博和君） 日程第1、陳情第12号、「御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について」を議題とします。

池田総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（池田浩二君） 陳情第12号、御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正について、総務文教常任委員長の報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第12号について、平成31年2月28日、午後1時30分より委員会室において総務文教常任委員7名、執行部より総務課長ほか3名が出席し、高橋コミュニティ推進係長を書記に指名し審議を行いました。初めに陳情12号の陳情書の陳情事項の3点について再度確認を行いました。また執行部から、地方公務員の改正により今後の嘱託員の位置づけについて説明を受けました。

委員の意見としては、御船町には人口密集地もあれば中山間地もある中で特例区とするのはどうか、平成32年度、2020年度地方公務員法の改正により、嘱託員の職務の成質上、

公務員としての位置づけを今後検討していくものであれば、現時点で審議ができるのか。そういう意見がありました。これまで計３回本件にあたり審議を行いましたが、地方公務員法の改正により、嘱託員は現在非常勤職員の特別職であるが、今後嘱託員の位置づけも変わってくる。また、嘱託区再編は全体の問題としており、現状では採択できないとの結論に達し、不採択としました。

本会議におかれましても、委員長の報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

池田委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、「御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択と決定されました。

お諮りします。追加日程第１、議案第120号、工事請負契約の締結についての件、追加日程第２、議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第３、総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第４、産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第５、議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第６、議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第７、地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件、追加日程第８、災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出についての件８件が提出されました。これを日程に追

加して議題とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。よって、8件を追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 議案第120号 工事請負契約の締結について**

○議長（藤川博和君） 追加日程第1、議案第120号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第120号、工事請負契約の締結について。御船小学校ほか4校空調施設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第120号の工事請負契約の締結について、その内容を説明いたします。

まず、工事名です。御船小学校ほか4校空調設置工事。

工事の理由につきましては、平成30年夏期の猛暑を受け、学校環境改善のため空調設置を行うものであります。

工事場所につきましては、御船町内の5校であります。

契約金額が1億9,623万6,000円。

契約の相手方につきましては、熊本市中央区所在の熊本設備株式会社であります。

○議長（藤川博和君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） まず、この工事はいつまでに完了する予定ですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 6月末を予定しております。

○6番（田上 忍君） そうしますと、授業があっている中での工事もあるかと思うのですが、その辺の配慮等はどのようにされていますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） その辺は学校と協議をして協力いただける限り協力をいただ  
いて、工事が授業に支障のない形で進めたいと思っております。

○6番（田上 忍君） それでは、夜間工事というのも考えているということですかね。

それからもう1つ、これの設計金額を教えてほしいと、全協のときをお願いしていた  
のですけれども、1つお願いします。

それと、各学校ごとに空調設備、ビルトインとかいろいろ違うかと思うのですが、そ  
の辺も教えていただけますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 今回、実施設計をしていただくに当たって、各校ごとで発注  
した場合と、ビルトインと天吊形と2つに分けて発注する場合と、一括で発注する場合と  
三通りについて試算をやっていただきました。今回一括で発注するに当たっての設計金額  
は2億659万3,200円となります。

それと、設置の方法ですけれども、校舎が新しい御船小学校と七滝中央小学校につい  
てはビルトイン、残りの3校については、近い将来に大規模改修等が予定されますので、  
その分については天吊式という形をとっております。

○6番（田上 忍君） 設計金額までではなくて、私の質問が悪かったかもしれませんが、設  
計費です。

○学校教育課長（坂本朋子君） 予算額ということでしょうか。

○6番（田上 忍君） 設計委託料です。

○学校教育課長（坂本朋子君） 設計委託料でしょうか。設計委託料は936万3,600円となりま  
す。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第120号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 追加日程第2 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第2、「議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 追加日程第3 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第3、「総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 追加日程第4 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第4、「産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続

調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第5、「議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第6、「議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会改革推進特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革推進特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第7、「地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。地方創生特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、地方創生調査特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第8 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について

○議長（藤川博和君） 追加日程第8、「災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。災害復興支援特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、災害復興支援特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、平成30年度第13回御船町定例会3月議会の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成30年度第13回御船町議会定例会3月議会を終了いたします。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時18分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員